

《 8 5 期 年間重点事項 》

1. 2026年度 全社安全衛生目標

- ※目標値
- ・ 度数率 0.40 以下
 - ・ 強度率 0.02 以下

(* 延べ労働時間 400 万時間で 4 日以上 of 休業災害 1 件以下、休業損失日数 90 日以下)

2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 熱中症災害重篤化 0 の達成
- (3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

3. 重点施策

(1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶

- ① 『開口部ゼロ』対策の完全実施と現地 K Y 時の確実な点検、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理・使用前の点検の確実な実施）
- ② 玉掛け作業時の『3・3・3 運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底
- ③ 重機区画と誘導者配置の徹底と、作成した作業計画に基づいた確実な安全対策の実施

(2) 熱中症災害重篤化 0 の達成

- ① 高温下での体調維持に適した場内環境の整備、健康状態を配慮した柔軟な作業時間計画
- ② WBGT に応じた強制的な休憩と水分・塩分の摂取、体調変化前に迅速・可能な限りの対処
- ③ 周囲への声掛けと注意力低下に伴う事故災害防止『熱中症発症時の即時対応、重篤化防止』

(3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施

- ① 安全基本 3 行動『ひと声かけ、現地 KY、ひとり K Y』の実践
- ② 工事着手前の施工計画・社内基準確認による安全な作業手順に基づく施工の実践
- ③ 外国人労働者との意思の疎通と適正配置、こまめな指導と安全衛生教育の強化
- ④ 化学物質リスクアセスメントの低減措置の確実な実践による自律型管理の強化

(4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

- ① 残業抑制による心身の健康確保への 4 週 8 閉所の推進
- ② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境の整備（業務時間内禁煙・女性用トイレの設置等）
- ③ 高齢作業員及び若年未熟練者の適正配置と作業内容の確認。エイジフレンドリーの推進
- ④ 法令違反の防止（法令順守の指導・事故災害時の手順の周知と徹底）とハラスメントの撲滅

4. 目標を達成するための重点施策

(1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶

- ① 『開口部ゼロ』対策の完全実施と現地KY時の確実な点検、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理・使用前の点検の確実な実施）

■ 主な実施事項

- ・作業床の端部・開口部への手摺・安全ネット等、落下防止設備のタイムリーな設置と点検
- ・音声標識、指差呼称ポイントを効果的に設置し注意喚起を徹底する
- ・高所作業時の高さに応じた新基準墜落制止用器具の2丁掛け適正使用
- ・作業開始前の設備の点検と墜落・転落災害防止点検の実施（足場・作業構台・可搬式作業台等）

※以下の点検を確実に実施する

- ・足場組立後の点検【足場・作業構台用等】組立、解体や変更後の元請と下請各々が点検
- ・足場等作業開始前の設備の点検【足場・作業構台用（荷受構台・架設通路）】
- ・異常気象後の点検【台風異常気象時の報告書・台風対策実施基準表兼報告書等の活用】
- ・墜落災害防止点検【墜落災害防止点検表（職長会パトロール時等の活用）】
- ・墜落制止用器具（安全带）使用の徹底等

フルハーネス型墜落制止用器具の使用は、2m以上の作業床が無い箇所又は作業床の端、開口部等で手摺等の設置が困難な箇所の作業、及び5mを超える高さの作業、その他作業所長が指定する工事について使用する。なお、事業者責任として墜落制止用器具を使用させる場合には安全に取り付けるための設備の設置と、墜落制止用器具及び取り付け設備の異常の有無を随時点検すること。《安衛則 521 条》

- ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底

■ 主な実施事項

- ・揚重作業時は、荷崩れが無い安定した材料の集積方法で玉掛けを行うことを徹底する
 - ① サポート揚重を行う際は、常に腰管側が外側になるように差込管側と交互に組む
 - ② 1段毎に栈木等を間に挟み材料の安定を図る
- ・揚重作業時は「吊り荷の下に労働者を立ち入らせない」ため、カラーコーン等で区画を設置し立入禁止表示を設置《クレーン則 29 条、74 条の 2 および 115 条、基発第 480 号通達》
- ・クレーン周りへの「関係者以外の立入禁止」として区画と表示を行なう《クレーン則 74 条》
- ・角張った荷の楊重にナイロンスリングを使用する場合には角当ての取り付けを徹底する

- ③ 重機区画と誘導者配置の徹底と、作成した作業計画に基づいた確実な安全対策の実施

■ 主な実施事項

- ・重機周りの立入禁止区画設置と後退時等の誘導者による安全誘導の徹底
- ・掘削作業計画時には、地質・近隣調査結果に基づいた手順と安全対策を確実に実施する（2m以上の掘削の場合には地山掘削作業主任者を選任し直接指揮による作用を行なう）
- ・重機作業時は協力会社が作成する「作業計画書」の内容を確認し計画通り実施されているか確認する【移動式クレーン・車両系建設機械（フォークリフト）・コンクリートポンプ車・高所作業車】

(2) 熱中症災害重篤化 0 の達成

① 高温下での体調維持に適した場内環境の整備、健康状態を配慮した柔軟な作業時間計画

■ 主な実施事項

- ・作業所内や休憩所など必要な熱中症予防設備の設置と維持管理
- ・健康KYを毎日作業前に実施することで作業員の変化を把握し、メンタルヘルス不調による労働災害防止をする。
- ・高温下での作業では空調服を推奨する。

② WBGT に応じた強制的な休憩と水分・塩分の摂取、体調変化前に迅速・可能な限りの対処

■ 主な実施事項

- ・朝礼等で WBGT を確認し、休憩・水分補給の目安を周知する。(強制的に休憩等の実施指導)
- ・職長が率先して休憩・水分補給の声掛けを行う。

③ 周囲への声掛けと注意力低下に伴う事故災害防止『熱中症発症時の即時対応、重篤化防止』

- ・現場巡視時に声掛けを行い、不注意・危険軽視による災害を防止する。
- ・新規入場者や熱中症の起用歴がある人には特に声掛けを頻繁する。
 - ・救急車手配に至らないよう、早期に作業をやめさせる。(迅速・可能な限りの対処を実施する)
- ・体調不良時にはすぐに作業を中断し、休憩する。体調が回復してもその日は帰宅する。

(3) 工事着手前のリスクアセスメント実施と作業手順の順守、変更の場合は再リスク実施

① 安全基本 3 行動『ひと声かけ、現地 KY、ひとり KY』実践

■ 主な実施事項

- ・職長・安全衛生責任者による率先した指差呼称の実践と作業員への実施指導
- ・「ひと声かけ」により、省略行動・近道行動等の行動エラーを予防する(組織管理の強化)
- ・指差呼称標識の設置場所を決め、指差呼称により安全確認を確実に実践する
- ・音声標識等を使用して注意喚起する。

② 工事着手前の施工計画・社内基準確認による安全な作業手順に基づく施工の実践

■ 主な実施事項

- ・協力会社、職長、作業員に、店社協議会、災防協等にて教育
- ・現場の実際の状況に合い、現実的な作業計画の作成と RA 対策及び社内基準を順守した作業の実施
- ・1次協力会社の安全衛生責任者による現場の安全管理
(巡回時も KYK の確認、安全指示と安全確認(協力会社に委任書面の活用を指導))
- ・作業主任者の選任が必要となる作業では直接指揮により作業を行なう

※選任が必要となる主な作業主任者

- ・足場の組立等作業主任者[安衛則 565]・型枠支保工組立等作業主任者[安衛則 246]
- ・地山の掘削作業主任者[安衛則 359]・土止め支保工作業主任者[安衛則 374]
- ・コンクリート造工作物等の解体等作業主任者[安衛則 517-17]
- ・建築物の鉄骨の組立て等作業主任者[安衛則 517-4]・有機溶剤作業主任者[有機則 19]
- ・特定化学物質作業主任者[特化則 27]・石綿作業主任者[石綿則 19]
- ・酸素欠乏危険作業主任者[酸欠則 11] *その他 22 作業で作業主任者の選任が必要

③ 外国人労働者との意思の疎通と適正配置、こまめな指導と安全衛生教育の強化

■ 主な実施事項

- ・協力業者事業主による一人親方・3次業者・外国人就労者に対する安全衛生教育の実施確認
- ・協力会社の職長が自社（再下請負の作業員含む）の新規入場者に対する教育ができるように新規入場者への教育資料を提供し、職長に指導のうえ、実施時には支援等を行なう
- ・新規入場7日以内、未熟練労働者、外国人労働者に対して職長・安全衛生責任者や外国人実習指導員による安全衛生等に関する教育指導が実施されているか確認指導する
 - *外国人実習生等は日本語が理解されているか確認しておく
- ・社内基準の外国語バージョンを使用して、理解してもらう

④ 化学物質リスクアセスメント減措置の確実な実践による自律型管理の強化

■ 主な実施事項

- ・持ち込み時物質の確認を行い、化学物質が入った製品はSDSシートの確認と化学物質リスクアセスメントを申込業者に行わせる。
- ・化学物質リスクアセスメントに応じた対策を講じる

(4) 健康及びメンタルヘル스에配慮した安全な職場環境の形成

① 残業抑制による心身の健康確保への4週8閉所の推進

■ 主な実施事項

- ・計画的な所定休日の取得、及び残業の抑制による長時間労働の改善
- *長時間労働（過重労働）による疾病の予防及びメンタルヘルス不調の未然防止を図るため、
- ・年間休日取得計画の策定と確実な取得を実施（店社工事部による実施状況の把握とフォローアップ）
 - ・作業所ノー残業デーの設定と実施
 - ・長時間労働者の把握と産業医等の面談フォローの実施を行って下さい。
- 工事部長は、工事部としてバックアップとフォローアップを実施し、作業所長や作業所員が長時間労働をしない体制作りと、未消化休日を取得できる環境づくりに努めて下さい。
- また、作業所の運営は、作業所長の方針で変わります。強いリーダーシップで作業所の時短と休暇取得に取り組みましょう。

② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境の整備（業務時間内禁煙・女性用トイレの設置等）

■ 主な実施事項

- ・仮設計画時に快適な職場環境を考えて計画する。
- ・職場改善実施事項で決めた事項を確実に実施する。

③ 高齢作業員及び若年未熟練者の適正配置と作業内容の確認。エイジフレンドリーの推進

■ 主な実施事項

- ・現地KYで高齢者の作業の確認と配置の確認を行う
- ・現場巡視時に適正配置の確認と指導

④ 法令違反の防止（法令順守の指導・事故災害時の手順の周知と徹底）とハラスメントの撲滅

■ 主な実施事項

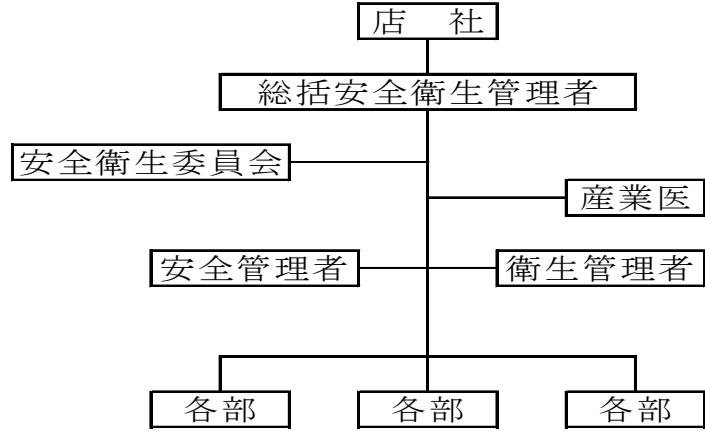
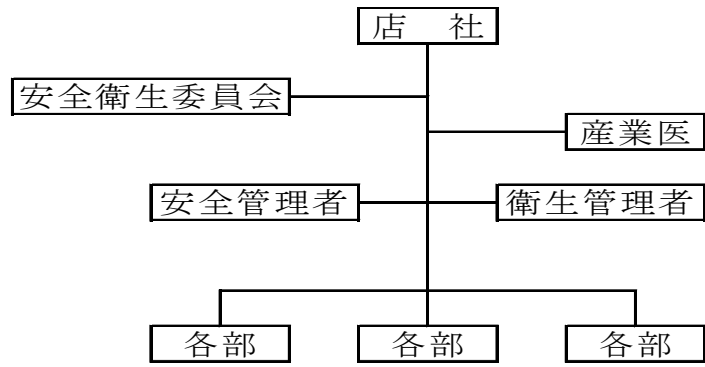
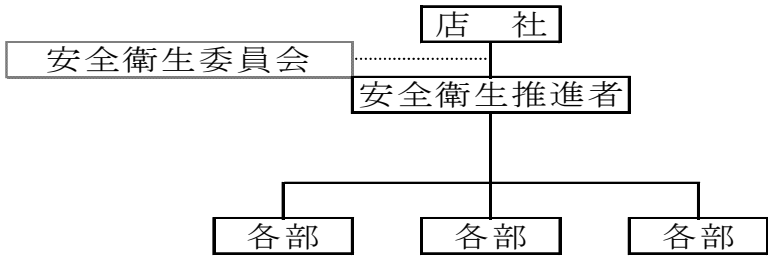
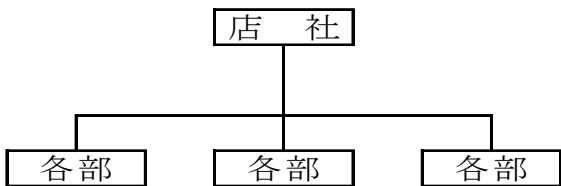
- ・労災隠しを絶対にしない、させない（事故・災害発生時には早期第一報をいれる）

- ・安衛法の基づく現場管理の徹底
- ・あらゆるハラスメントを職場から無くす

5. 全社安全衛生管理計画書の月間管理項目のポイント

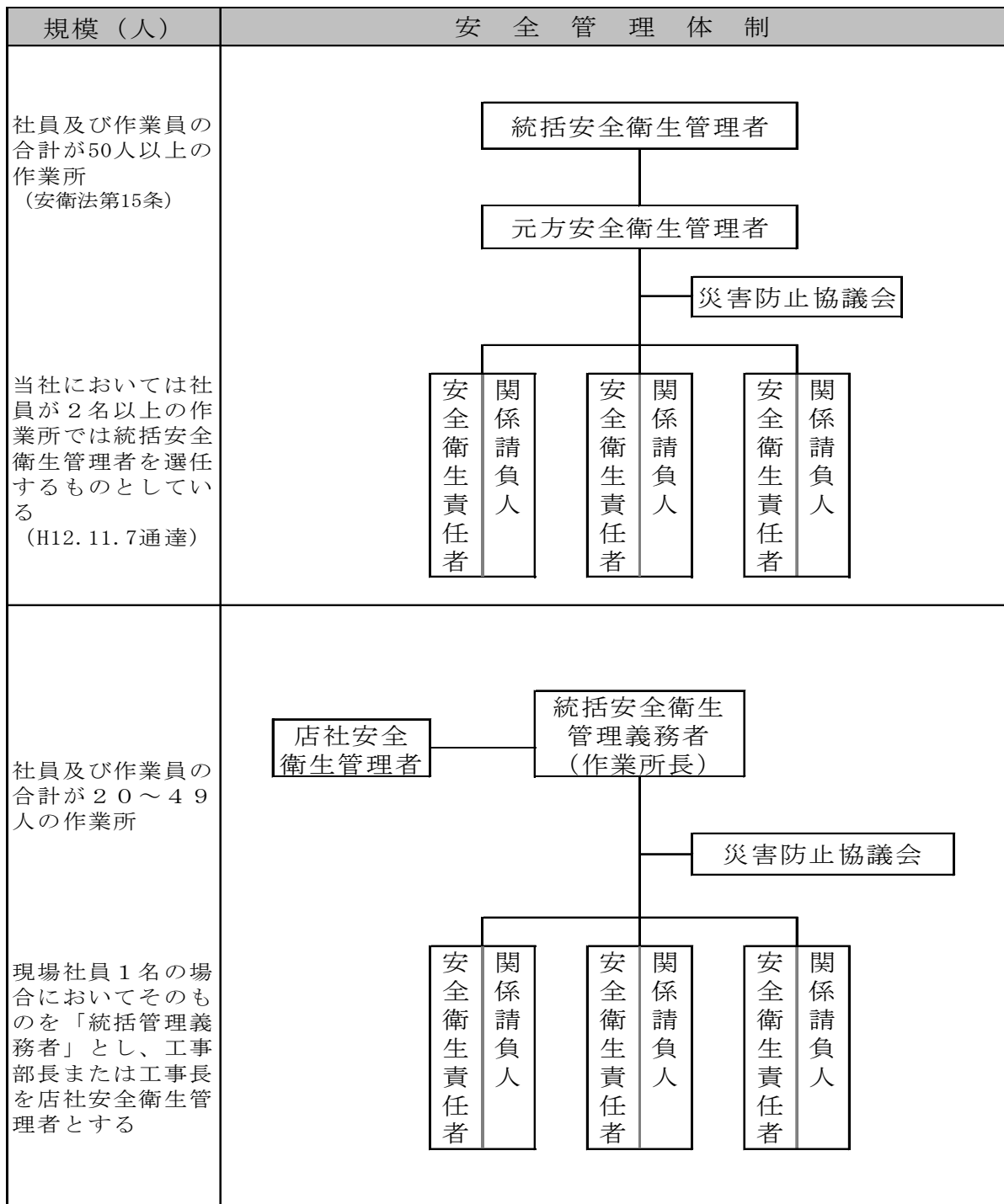
4月) 安全衛生管理体制の確立

① 店社における安全衛生管理体制

| 規模（人） | 安全管理体制 |
|---------|--|
| 100人以上 |  |
| 50人～99人 |  |
| 10人～49人 |  <p data-bbox="483 1653 1313 1693">□ ナカノフドーSMS規程による（SMS-512）</p> |
| 9人以下 |  |

※安全管理者は講習受講者、衛生管理者は資格保持者

②作業所における安全衛生管理体制



- ※1 関係請負人の安全衛生責任者とは、協力会社の職長が「職長・安全衛生責任者教育」講習を受講して兼務してもよい。
- ※2 職務については「協力会社 安全衛生管理基準」 P3を参照のこと。

③協力会社の安全衛生管理体制の確立

工事部長、工事長、安全(品質)環境室長、作業所長は、協力会社の店社及び作業所における安全衛生管理体制及び施工体制（再下請編成等）の整備について指導を行う。

④作業所の安全衛生管理計画の作成と周知

作業所長は、設定した作業所の安全衛生目標の達成のために、安全衛生管理計画を作成し、実施内容、スケジュール、実施責任者、安全衛生行事等について明確にし、建設工事従事者及びその他の関係者並びに施工する工事に関係する店社の社員に周知する。
また、定期的に達成度合いを確認し、目標達成の活動を行う。

⑤工事着手前の施工計画事前検討会開催による、特定危険工事他作業計画の確認

⑥作業手順書の作成とリスクアセスメントの実施（リスク低減措置の特定、実施を含む）

作業所長は、協力会社に担当する工事の作業手順書を作業所の特性を考慮し作成させる。また、作業手順書に基づきリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を作業員全員に確実に実施させる。

⑦期初の業務集中と安全衛生管理体制の未整備、安全管理の不備による労働災害防止の徹底を図る。

⑧過重労働による過労死、メンタルヘルス不全（うつ病、統合失調症、不安障害等）に注意する。

- ・ 36 協定時間の厳守（作業所長は特別条項の書面作成と、協定時間を越えない工夫をする。）

84 期の月間残業時間 原則：月 45 時間以内、且つ年間 360 時間以内

- ① 年間残業時間 720 時間未満
- ② 単月残業時間 100 時間未満
- ③ 2～6 か月間の平均残業時間が全て 80 時間以内
- ④ 残業が月 45 時間以内を年間で 6 回以上

※特別条項を発動する場合は、法令内容の全基準(上記①～④)を遵守すること

- ・ 計画的な有給休暇の取得（工事部長、工事長、作業所長と打合せておく）
- ・ 時間外労働時間が 100 時間を越えた場合または、2 ヶ月の平均で 80 時間を越える場合や、休日・夜間・変則勤務が多い場合等は産業医又は専門医の面談を受ける。
（工事部長、工事長、作業所長は部下の残業時間等の管理を行う。）
- ・ 作業所長は、4 週 8 休を推進し、更なる時短の取組を行う。
- ・ 工事竣工後の取得ではなく、工事期間中の取得を検討する。

⑨熱中症対策の準備を開始する。